

資料1

筑西市デジタル人材育成に係る支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和8年4月

筑 西 市

目次

1 趣旨.....	2
2 支援業務の概要.....	2
3 支援業者の選定方法.....	2
4 応募資格.....	2
5 公募スケジュール.....	3
6 要項等の公示及び提供.....	3
7 質問の受付及び回答.....	4
8 参加申込書・企画提案書の提出.....	4
9 審査の方法.....	5
10 優先交渉権者の決定.....	5
11 審査結果の通知.....	6
12 決定後の手続.....	6
13 提出書類の取扱い.....	6
14 応募に関する留意事項.....	6
15 問合せ先.....	7

1 趣旨

この要項は、筑西市デジタル人材育成に係る支援業務委託(以下「支援業務」という。)について、本市と優先的に契約交渉を行う者(以下「優先交渉権者」という。)を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 支援業務の概要

支援業務は、次に掲げる事項及び本要項に基づき行うものとする。

- (1) 事業名称 筑西市デジタル人材育成に係る支援業務委託
- (2) 委託場所 筑西市丙360番地
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 合計 5,820,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※総上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。

3 支援業者の選定方法

支援業者は、公募型プロポーザル方式により選定するものとし、当該選定は、提出書類を評価基準に基づき審査を実施し、行うものとする。

4 応募資格

応募をしようとする者は、参加申込書(様式第1号)の提出時点で、次に掲げる事項のいずれにも該当する法人でなければならない。

- (1) 令和元年度から令和7年度までの間に本業務と同種の業務又は類似した業務の受託実績があること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事項に該当する者として筑西市の入札参加制限を受けていないこと。
- (6) 筑西市の指名停止を受けていないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定するものでないこと。
- (8) 令和7年度筑西市入札参加業者資格者名簿に登録されている者又は当該名簿に係る申請要件を満たす者であること。なお、名簿に登録されていない者が契約優先交渉権者に決定された場合は、直ちに参加資格審査の申請書を本市に提出すること。

5 公募スケジュール

内 容	期 日
募集開始日	令和8年4月15日
質問書の受付	令和8年4月15日～令和8年4月22日
質問に対する回答	令和8年4月27日(予定)
参加申込書・企画提案書の提出 期間	令和8年4月15日～令和8年5月8日
審査委員会(書類審査)	令和8年5月11日～令和8年5月20日
審査委員会から応募事業者への 質問票送付(該当があった場合)	令和8年5月13日
応募事業者から審査委員会への 質問票回答	令和8年5月15日
審査結果(採否)の通知 (契約優先交渉権者の公表)	令和8年5月22日(予定)
契約締結	令和8年5月下旬頃(予定)

6 要項等の公示及び提供

- (1) 期 間 令和8年4月15日から令和8年5月8日まで
- (2) 方 法 筑西市ホームページ
- (3) 提供書類
- ① 資料1 筑西市デジタル人材育成に係る支援業務委託公募型プロポーザル実施要項
 - ② 資料2 筑西市デジタル人材育成に係る支援業務委託要求仕様書
 - ③ 資料3 提案書作成要領
 - ④ 資料4 プロポーザル評価基準書

- ⑤ 資料5 審査委員会評価項目一覧
- ⑥ 申請様式(様式第1号から第8号まで)

7 質問の受付及び回答

当該プロポーザルに係る質疑応答については、次のとおりとする。

- (1) 提出期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日
各日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式第4号)に質問事項を記載のうえ、電子メールにて政策企画部
行革DX推進課へ送付すること。
メールには、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。
メール件名は「【質問】筑西市デジタル人材育成に係る支援業務委託プロポーザルに
ついて」と明記すること。メール送信後は必ず電話にて受信の確認を行うこと。
- (3) 送付先 dx@city.chikusei.lg.jp
- (4) 回答 令和8年4月27日以降に質問者匿名で筑西市ホームページ上に回答を掲載する。
- (5) 禁止事項 口頭での質疑は認めない。

8 参加申込書・企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月15日から令和8年5月8日(土日祝日を除く)
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 筑西市 政策企画部 行革DX推進課(15 問合せ先参照)
- (3) 提出部数 ・「(4) 提出書類」に示す【参加申込】①～⑦一式
正本1部、副本1部(合計2部)、電子ファイル1部(DVD、CD、USBメモリなど)
・「(4) 提出書類」に示す【企画提案】⑧～⑩一式
正本1部、副本9部(合計10部)、電子ファイル1部(DVD、CD、USBメモリなど)
※A4判・2穴綴じ、フラットファイル若しくは紐綴じ等の簡易な方法を用いること
※副本については会社名を省略して記載すること。
- (4) 提出書類 以下に示す【参加申込】①～⑦及び【企画提案】⑧～⑩

【参加申込】

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 応募者事業概要調書(様式第2号)
- ③ 類似業務実績調書(様式第3号)

④ 成果品実績

※類似業務実績調書(様式第3号)で報告した実績のうち主な成果物(研修資料の一部等)

⑤ 見積書(様式第5号)

※総合計額を明記すること。

※見積の内訳書も任意様式で添付すること。(単位に注意し「一式」の記載は不可)

⑥ 業務・連絡体制及び要員(任意様式)

⑦ 財務関係書類(貸借対照表及び損益計算書(直近2期分))

【企画提案】

⑧ 企画提案書表紙(様式第6号)

⑨ 企画提案項目一覧(様式第7号)

※提案項目に対し、企画提案書の該当ページを明記すること。

⑩ 企画提案書

※「資料3 提案書作成要領」に準拠して作成すること。任意様式。ただし、A4判10枚20頁以内とする、向きは縦横問わない。

(5) 注意事項

・提出書類の受理後における追加、修正及び差替えは認めない。

(6) 提出方法 持参又は郵送のみ

いずれも「(1) 提出期間」内に必着のこと。

郵送の場合にあっては、簡易書留郵便によるものとする。

9 審査の方法

(1) 審査基準

筑西市が設置する当該プロポーザルに係る審査委員会(以下「委員会」という。)で定めた評価基準によるものとする。

(2) 審査方法

応募資格要件を満たした応募事業者を対象に、提出された企画提案書等について委員会が評価基準に基づき審査・評価を行う。

10 優先交渉権者の決定

前項の審査結果について、最も評価点が高い者を優先交渉権者として決定する。2番目に評価点が高い者を次点交渉権者とする。

また、最も点数が高い者が同得点で複数いる場合は、重点項目の内容で、委員会の多数決により契約優先交渉権者を決定する。

応募のあった事業者が1事業者であっても、審査委員会に諮り審査を実施する。ただし、審査委員会が基準に満たないと判断した場合には、審査の結果「該当者なし」とし、再度公募を行う場合がある。

また、あらかじめ定めた期間内に優先交渉権者との協議が調わない場合は、改めて次点交渉権者と協議を行うこととする。

11 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者の決定後に、筑西市のホームページにおいて公表するものとする。

12 決定後の手続

審査結果通知後、筑西市と優先交渉権者は、筑西市が別に定める日までに、業務内容の詳細を協議し、契約を締結するものとする。

13 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。なお、企画提案書等の提出書類は、筑西市情報公開条例に基づき、公表の対象となる可能性(開示・部分開示・不開示など)があることを申し添える。

14 応募に関する留意事項

(1) 応募の無効について

筑西市は、応募者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該応募を取消することができる。

- ① 提出書類等を提出期限までに提出しなかったとき。
- ② 提案内容に虚偽又は不正があるとき。
- ③ 会社更生法の適用を受けるなど、履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- ④ 選考審査に対し不当な要求等を申し入れたとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか不正な行為等があったとき。

(2) 実施要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって当該プロポーザルに係る要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 費用の負担

応募及び提案書作成等に係る費用の負担は、応募者の負担とする。

(4) 手続において使用する言語、通貨及び単位について

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(5) 参加申込書提出後の辞退について

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を提出すること。

15 問合せ先

〒308-8616

茨城県筑西市丙360 筑西市役所本庁舎4階

政策企画部 行革DX推進課 石原・大島・外山

電話番号:0296-24-2206(直通)

FAX :0296-25-4573

メールアドレス:dx@city.chikusei.lg.jp